

熊谷市農業委員会
第19回総会議事録

令和8年2月27日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第19回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和8年2月27日(金)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和8年2月27日(金)午後3時00分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 41名
- (2) 欠席数 5名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	欠	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	16	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	17	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	18	出	小崎 信明
5	欠	高橋 文雄	19	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	20	出	長谷川 隼男
7		(欠員)	21	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	22	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	23	出	川田 雄一
10	出	漆原 秋夫	24	欠	原田 知子
11	出	栗原 加津男	25	出	若山 美奈子
12	欠	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	石平 伸一	27	出	林 和弥
14	欠	小澤 好則	28	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画（案）に対する意見について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 報告事項(6) 時効取得を原因とする農地の権利移転について
- 報告事項(7) 農地法施行規則第29条第1項第4号（第53条第1項第4号）の規定に基づく申出について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第19回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。</p>
夏目会長	<p>(夏目会長挨拶)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中23名の出席でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p> <p>議長一任の声がありました。</p> <p>それでは、議事録署名委員につきましては、</p> <p>1番 塚田委員、</p> <p>2番 笛木委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画(案)に対する意見について</p> <p>以上、4議案です。よろしく御審議願います。</p>

議 長	<p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は1頁から4頁、議案書資料は1頁から3頁を御覧ください。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、全14件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>説明は以上となります。御審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議 長	<p>それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号7については、譲受人が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p>
	<p>(〇〇委員 退席)</p>
	<p>それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号7について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p>
	<p>(〇〇委員 入室)</p>
	<p>続きまして、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号8から9までについては、〇〇〇〇〇委員であ</p>

議 長	<p>りますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号8から9までについて、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、ただいま審議いたしました議案番号7から9まで以外の案件につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の議案番号7から9まで以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明に入る前に1件取下げの報告がございます。議案書は9頁をお開きください。取下げの議案は議案番号14となります。取下げの報告は以上となります。</p> <p>それでは説明に入ります。議案書は5頁から8頁、議案書資料は4頁から5頁を御覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については取下げとなった議案番号14を除いて、「資材置場」が2件、「系統用蓄電所」が2件、「太陽光発電施設用地」が1件、「住宅敷地拡張」が1件、「自己用住宅及び進入路」が1件、「自己用</p>

議 長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の議案番号1について許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>挙手なしです。よって、本案については、不許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>続きまして、ただいま審議をいたしました議案番号1及び審議から除外した議案番号14以外の案件につきまして審議をいたします。</p>
塚田委員	<p>議案番号9について配置図を見せてほしい。</p> <p>(議案番号9の配置図を委員に回覧する)</p>
議 長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号における議案番号1及び14を除く案件について許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は10頁を御覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、全1件となります。内訳としましては「貸太陽光発電施設用地」が1件となります。変更の理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議 長	<p>本案は議事参与制限がございます。代理人が〇〇委員でありますので〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を承認相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり承認相当とすべきものと決しました。○○委員は入室してください。</p> <p>(○○委員 入室)</p> <p>次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の12頁から63頁までを御覧ください。今回話し合いを開催した11地区に加え、担い手の法人化に伴う目標地図の表示変更が2地区あるため、13地区分の変更案を示しております。前回からの変更点として、全ての地区に共通するものから説明します。</p> <p>例として本店・大幡地区で説明いたしますので13頁を御覧ください。1点目が、1-(1)、地域計画の区域の状況の⑤の項目の数字が変更になっています。この数字は、話し合いで回収したアンケートの規模拡大の意向の面積を反映しているため、前回のものからかなり増えている地区もみられます。</p> <p>2点目が14頁を御覧ください。4、地域内の農業を担う者一覧ですが、別紙は16頁を御覧ください。現状の経営面積および10年後の経営面積を変更しています。</p> <p>現状のものについては、中間管理の令和8年4月転貸分までを落とし込み、現状の経営面積として計上しています。これに伴い、目標地図も修正しています。</p> <p>今回、話し合いを行いました地区の各委員さんの机の上に配布させていただきました図面が目標地図の変更案となりますので、併せて御確認いただければと思います。また、10年後の経営面積については、話し合いの際のアンケートにより規模拡大の意向を示した数値分、現状の数値に上乘せしています。</p> <p>3点目が前後して申し訳ありませんが13頁を御覧ください。2-</p>

事務局

る農業用施設の申出について～」の資料を御用意ください。

今回、農業用施設設置に係る農地転用許可不要の新しい制度が施行となりましたのでその説明となります。まず、1頁を御覧ください。農地を農地以外の利用をする場合、原則として農地転用の許可を事前に取得する必要がありますが、今回新しく施行となった制度は、地域計画で定められた目標を達成するために必要と認められる農業用物置や収穫物の加工施設といった農業用施設であれば、別途申出をすることによって、本来必要な許可を不要とする制度となります。

具体的な制度の内容に入る前に、既存からある農業用施設の制度として「2 a 未満の農業施設の届出」との違いについて少し触れます。「2 a 未満の農業施設の届出」は「2 a」、つまり「200㎡」未満の農業用で小規模な施設であれば、届出をすることによって転用許可を不要とするものになります。

これとは別に今回新しくできた制度では、農業用施設を設置したい者が、認定農業者でその施設を地域計画地内に設置する計画であれば、面積制限なく、必要と認められる範囲において設置が認められます。新しい制度を利用するにあたって、この「面積制限がない」という点と申出者が「認定農業者」で設置場所が地域計画地内に限られているという点が、「2 a 未満の農業施設の届出」と大きく異なる点となります。2頁を御覧ください。

新しい制度を利用するにあたっての条件が1から5の項目となります。なお、新しい制度が適用できるかについては、現地調査や、5に記載の関係機関の意見聴取を踏まえて、転用許可権者である大里農林振興センターの意見を確認し、判断していくこととなります。3頁を御覧ください。

新しい制度の手続きの完結までの流れは資料に記載のとおりです。中でも「3. 周辺の影響確認」において、申出があった地区の各委員さんには、現地調査依頼をかけさせていただき、施設が設置されることにより周辺の農地の営農等に支障が生じないか意見を伺います。4頁を御覧ください。

通常の転用許可と新しい制度を利用した場合の比較が表にまとめられています。新しい制度にかかる期間が3週間程度設けている理由としましては、委員さんへの現地調査や、各関係機関と大里農林振興センターへの意見聴取が発生するためです。それでも審査する点としましては、周辺の農地へ支障が生ずる恐れの有無程度なので、従来の転用許可審査に比べて大幅に軽減されていることに加え、それに応じて求める添付書類も種類が少なくなっています。なお、添付書類については一番後ろの頁に参考資料として一覧を付けてございますので、そちらを後で構いませんので御確認ください。それでは、5頁を御覧ください。

新しい制度を利用するにあたって大きく分けて3つの注意事項がございますが、中でも1つ目の注意事項と3つ目の注意事項が特に重要です。1つ目の注意事項には、新しい制度を利用するにあたっては農業委員会事務局への申出と併せて、同時に農業政策課への申出も必

事務局	<p>要となります。詳細は農業政策課の所管となるため、制度の詳細は割愛いたしますが、事務局に提出いただく申出と同じ添付書類を添付いただき申出が必要です。</p> <p>2つ目は、本来200㎡を超えるような農業用施設を設置する場合、設置しようとする農地によっては、転用許可申請前に本来事前に必要な農振の軽微変更手続きや、地域計画への農業用施設の記載手続きが求められていましたが、この新しい制度を利用ができる場合、事務局と農業政策課への申出の受理書が交付された時点で先に施設の設置の着工ができます。ただし、これはあくまで、事前に取り組む必要があった手続きを施設の設置後に行うことが許されたというだけであって、手続き自体が免除になったわけではなことに注意が必要です。</p> <p>なお、6頁から7頁は新しい制度に係る事項についてQA形式でまとめてあります。時間の都合上、割愛させていただきますが、どれも重要事項となりますので後で御一読いただけますと幸いです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件について、質疑、意見等ございませんか。</p>
塚田委員	<p>青地で8年縛りがある地区はどうなるのか。面積の上限などはあるのか。</p>
事務局	<p>面積の条件はありません。8年縛りについては、関係機関が支障ありと認める場合は本制度の適用が認められないこととなります。</p>
塚田委員	<p>後付けでよいと言っていたがそれでは困るのではないか。</p>
事務局	<p>後付けにできるのは、地域計画の変更と農振除外の軽微変更に係る手続きを指しています。本来必要な転用申請が申出に変わると御理解いただければと思います。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑も無いようです。それでは、以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>夏目会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【2月4日実施研修会資料の配布、不許可相当案件と議決した案件に対する許可権者による許可判断について経緯を説明(〇〇〇〇〇〇)</p>

事務局次長	<p>〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、活動記録簿の提出について、〇〇地内の営農型太陽光施設についてそれぞれ農業委員会事務局より説明】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますかでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。</p>
田中職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	柏木 純一
次長兼農政係長	佐藤 雅史
農地係長	佐藤 茂幸
主任	滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

副課長	田島 昭宏
主査	星 佳宏

令和8年2月27日

熊谷市農業委員会

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____